

第 3 5 3 回三木市議会定例会
市長 開会あいさつ並びに提案理由説明

令和元年 9 月 2 日

開会あいさつ

議会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

本日は、第 3 5 3 回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにおかれましては、公私ご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、併せまして、平素から市政の運営につきまして、格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今年の近畿地方の梅雨入りは、気象庁による統計開始以来、梅雨がなかった 1 9 6 3 年を除くと最も遅い 6 月 2 6 日となり、例年に比べて 1 9 日も遅かったとされています。そのため、今夏はダム等の渇水が心配されましたが、梅雨入り後は適度な雨量と順調な好天に恵まれ、当市の特産である山田錦

も、全ての圃場で出穂が確認できる好季節になってまいりました。

8月15日から16日未明にかけての台風10号では、暴風警報が発令され、4件の農業被害が発生しました。幸いにして風雨の影響は限定的でしたが、市では、災害警戒本部を設置し、自主避難所対応として二次避難所13か所を開設し、5名の避難者を受け入れ、早期対応に努めました。

昨年7月の豪雨災害を教訓として、災害時においては、離れた場所にある避難所と本部とのスムーズな情報のやり取りが、危機対応においては重要な要素であることを再認識したところです。そこで、今年度から二次避難所における避難者情報の随時更新、市内の気象情報や被害状況について、通信機能を備えたタブレット端末の活用を図りました。

また、避難を必要とする気象警報発令時には、市のホームページを災害トップページに切り替えるとともに、スマートフォンにも対応したホームページへと更新をおこなっています。その他、外国人市民への対応として、ホームページでは8言語、三木安全安心ネットでは12言語で表記しました。また、避難所には5言語で表記したコミュニケーション支援ボードを配備するなどの取組も着実に進めているところです。

さて、今年度も9月下旬から11月にかけて、昨年度に引き続き、市内の全10地域で市政懇談会を開催します。

現在、各地域の区長協議会から、地域の住みよい環境づくり、地域づくりのための意見・提言を順次受け付けており、その意見・提言に対しては、職員全員が市政に対する重要課題であると捉え、真摯に市民と向き合った回答が出来るよう、私、市長をはじめ特別職と幹部職員による調整会議を、現在も続けているところです。

市民と行政とが膝を交えて意見交換を行いながら、一体となって市政の進むべき方向性を共有することで、現在、策定作業を進めている総合計画の一つの理念である「“チーム三木”協働によるまちづくり」を着実に推進してまいります。

このたびの市議会定例会では、条例関係8件、補正予算2件、決算の認定が8件、その他1件、併せて19件の提案を予定しております。

また、後日、人事案件3件、その他1件の提案を予定しております。

議員の皆さまにおかれましては、どうか慎重なるご審議をいただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

提案理由の説明

ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。

まず、第30号議案から第37号議案までは、条例の制定並びに一部改正に関する議案です。

まず、第30号議案、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定」につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員に係る給与及び費用弁償について規定を整備するものです。

1週間当たりの勤務時間によりフルタイム会計年度任用職員又はパートタイム会計年度任用職員として任用し、それぞれ給与や費用弁償等の必要な事項を定めます。

次に、第31号議案、「地方公務員法及び地方自治法の一部を

改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定」につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例の規定を整備するものです。

職員の分限に関する条例を含む9つの条例について、所要の改正を行います。

次に、第32号議案、「職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の制定」につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正を踏まえ、関係条例を改めるものです。

職員の分限に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例につきましては、地方公務員の欠格事由として成年被後見人、被保佐人を規定していた地方公務員法第16条第1号が削られたことに伴い、同号を引用する規定を整理します。

また、三木市消防団条例につきましては、同じく地方公務員法の改正を踏まえ、成年被後見人又は被保佐人は消防団員となることができないとする規定を削ります。

次に、第33号議案、「三木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、条例を改めるものです。

市が発行する印鑑登録証明書に、過去に称していた旧氏についても記載できるよう、規定を改めます。

なお、施行日は、政令の施行日に合わせ令和元年11月5日とします。

次に、第34号議案、「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、条例を改めるものです。

条例に定める災害援護資金について、これまでの貸付けにおいては連帯保証人を必須とし、償還に係る利率を年3%としていましたが、貸付けを受けた者に連帯保証人がある場合は、償還に係る利率を無利子とし、連帯保証人がない場合は、償還に係る利率を年1%に改めます。

また、償還方法について、現行の半年賦償還に加えて、年賦償還又は月賦償還を選択できるよう改めます。

次に、第35号議案、「別所ゆめ街道飲食物産館等条例の一部

を改正する条例の制定」につきましては、令和元年10月1日の消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う施設使用料の見直しを行うことから、条例を改めるものです。

施設使用料の月額を、108,000円に販売額の5.4%を加えた額から、110,000円に販売額の5.5%を加えた額に改めます。

次に、第36号議案、「三木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、水道法等の一部改正に伴い、条例を改めるものです。

法改正により、指定給水装置工事事業者の指定が、5年ごとの更新制とされたことから、当該指定の更新に係る手数料を、1件につき10,000円と新たに規定するものです。

次に、第37号議案、「三木市手数料条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、令和元年10月1日の消費税及び地方消費税の税率の引き上げによる地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、条例を改めるものです。

消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置につ

いて、許可の申請に係る審査の手数料を改めます。

次に、第38号議案及び第39号議案は、「令和元年度各会計予算の補正」についての議案です。

まず、第38号議案「令和元年度三木市一般会計補正予算（第2号）」につきましてご説明いたします。

このたびの補正は、マイナンバーカードを活用した消費活性化事業の準備に要する費用のほか、危険空き家の除却に対する助成金など、緊急を要する経費について補正を行うものであります。

まず、総務費では、財政管理費において、前年度の決算剰余金5,097万4千円のうち、地方財政法によりその2分の1以上を財政基金に積み立てる必要があるため、財政基金積立金2,548万8千円を増額しております。

また、生活安全対策費において、自治会等による防犯カメラの設置に対する補助金について、予算額を超えて申請があったため、防犯カメラ設置補助金8万円を追加し、総務費全体で2,556万8千円を増額しております。

次に、民生費では、児童福祉総務費において、10月から実施が予定されている国の幼児教育・保育の無償化では対象とならない給食に係る副食費について、これまで保育所等に通う2号認定児のうち3歳児から5歳児については、市独自の保育料の無償化の中で副食費も含めて無償としてきました。今後も引き続き副食費を無償とするため、保護者への補助金2,150万円を施設への給付費からの組み替えにより措置します。これは、これまで2号認定児の副食費が保育料に含まれていたため、市独自の無償化において、施設に対して給付費として支払っていたものが、このたびの国の制度改正により副食費が保育料から除かれることから、別途、補助金として交付する必要性が生じたものです。

また、無償化の実施に必要な事務費226万円を追加し、民生費全体で226万円を増額しております。

次に、衛生費では、環境衛生費において、みきやま斎場で緊急に修繕の必要が生じた火葬炉の機器の取り替えなどの修繕費用500万円を増額しております。

また、環境保全対策費において、危険空き家の除却を所有者

等に対して指導した結果、現時点で当初想定していた5件分の助成金の申請があり、今後も新たな申請が見込まれていることから5件分の空き家等適正管理費助成金500万円を増額しております。

また、清掃総務費において、悪質ないたずらによる被害が多発している市民トイレの被害を防止するために、防犯カメラを設置するための費用46万円を追加しております。

以上、衛生費全体で1,046万円を増額しております。

次に、商工費では、商工業振興費において、国が令和2年度に実施を予定しているマイナンバーカードを活用した消費活性化事業の準備として、今年度は、より事業の効果を高めるため、マイナンバーカードの普及とともに、カードを自治体や地域のポイントカードなどとして使用可能となる設定の普及を進めるほか、店舗等に対して事業内容の説明や参加の呼びかけ、対象店舗における環境設定支援などに要する費用992万円を追加しております。

以上、歳出4,820万8千円を増額し、歳出総額を328億31万円とするものでございます。

一方、歳入は、国庫支出金、県支出金、繰越金の増額をもって収支の均衡を図っております。

次に、第39号議案「令和元年度三木市介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、前年度決算の剰余金2億9,044万1千円の介護保険財政調整基金への積み立てと、前年度の介護給付費等の精算に伴う国・県交付金等の返還金9,700万円、併せて3億8,744万1千円を増額し、歳出総額を73億7,244万1千円とするものであります。

一方、歳入は、繰入金及び繰越金の増額をもって収支の均衡を図っております。

次に、第40号議案から第47号議案までは、「平成30年度各会計決算の認定」についての議案です。

一般会計、特別会計並びに水道・下水道事業会計、併せて8件の決算について、法律の定めるところにより監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

次に、第48号議案、「財産の取得」につきましては、高規格救急自動車を取得しようとするものであり、予定価格が議会の議決に付すべき基準以上となりましたので、条例の定めるところにより議会の議決を求めるものです。

以上で、ただいま提案いたしました議案についての説明を終わります。

どうか慎重なるご審議によりまして、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。